

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

固定資産税評価額を算定基礎とする道路占用料について、固定資産税に係る令和6年度の固定資産の評価替えに伴い、道路占用料を改定する。

2 改正内容

占 用 物 件			単 位	現 行	改正案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき 1年	9,350円	9,740円
	第2種電柱			14,300円	14,900円
	第3種電柱			19,300円	20,100円
	第1種電話柱			7,720円	8,690円
	第2種電話柱			12,400円	13,900円
	第3種電話柱			17,000円	19,100円
	その他の柱類			830円	860円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき 1年	83円	86円
	地下に設ける電線その他の線類			50円	52円
	路上に設ける変圧器		1個につき 1年	8,180円	8,520円
	地下に設ける変圧器		占用面積1㎡につき 1年	5,010円	5,210円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	16,700円	17,300円
	広告塔		表示面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
	その他のもの		占用面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04m未満のもの		長さ1mにつき 1年	190円	200円
	外径が0.04m以上0.07m未満のもの			340円	360円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			500円	520円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			750円	780円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			1,000円	1,040円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			1,500円	1,560円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			2,000円	2,080円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			3,500円	3,650円
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			5,010円	5,210円
	外径が1.0m以上のもの			10,000円	10,400円
法第32条第1項第3号に掲げる施設			占用面積1㎡につき 1年	14,800円	17,300円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき 1年	A×0.004	現行どおり
		階数が2のもの		A×0.006	
		階数が3以上のもの		A×0.007	
	上空に設ける通路			11,700円	12,300円
	地下に設ける通路			7,020円	7,400円
	その他のもの			10,400円	11,000円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき 1日	230円	240円
	商品置場その他これに類するもの		占用面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1㎡につき 1年	23,400円	24,600円
	標識		1本につき 1年	13,300円	13,900円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡又は1本につき 1日	230円	240円
		その他のもの	占用面積1㎡又は1本につき 1年	23,400円	24,600円
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	234,000円	246,700円
		その他のもの		117,000円	123,300円
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき 1年	16,700円	17,300円
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1㎡につき 1年	A×0.024	現行どおり

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積 1 ㎡につき 1 年	23, 400円	24, 600円			
	危険防止施設			8, 640円	10, 300円			
	詰所			23, 400円	24, 600円			
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			占有面積 1 ㎡につき 1 年	16, 700円	17, 300円			
令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1 ㎡につき 1 年	A×0.006	現行どおり			
		階数が2のもの		A×0.008				
		階数が3のもの		A×0.011				
		階数が4以上のもの		A×0.012				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		A×0.004				
		階数が2のもの		A×0.006				
		階数が3以上のもの		A×0.007				
	その他のもの			A×0.024				
	令第7条第9号に掲げる施設並びに第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号に掲げる道路に係るものを除く。）	建築物		階数が1のもの		占有面積 1 ㎡につき 1 年	A×0.006	現行どおり
				階数が2のもの			A×0.008	
階数が3のもの			A×0.011					
階数が4以上のもの			A×0.012					
その他のもの		A×0.006						
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1 ㎡につき 1 年	A×0.006	現行どおり			
		階数が2のもの		A×0.008				
		階数が3のもの		A×0.011				
		階数が4以上のもの		A×0.012				
	その他のもの			A×0.024				
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積 1 ㎡につき 1 年	A×0.024	現行どおり			
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積 1 ㎡につき 1 年	A×0.006	現行どおり			
		階数が2のもの		A×0.008				
		階数が3のもの		A×0.011				
		階数が4以上のもの		A×0.012				
	その他のもの			A×0.024				

※ 「法」は道路法を、「令」は道路施行令をいう。

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す。

3 施行期日

令和7年4月1日